

令和5年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要(議案第99号)

総括表

(単位 : 千円)

区分 会計名	前 回 ま だ の 累 計 予 算 額	補 正 予 算 額	合 計	当 初 予 算 に 対 する 伸 率 (%)	前 年 度 同 期 予 算 額	対 前 年 度 同 期 伸 率 (%)
一 般 会 計	181,480,000	2,777,525	184,257,525	1.5	168,000,000	9.7
全 会 計	327,816,000	2,777,525	330,593,525	0.8	312,100,500	5.9

一般会計補正予算専決処分の内容

(単位 : 千円)

事 項	補正額	左の財源	説 明
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業  〔社会福祉第一課〕	1,907,474	国 1,907,474	電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響により、厳しい状況にある低所得世帯(住民税非課税世帯等)の生活の支援を図るため、給付金を支給します。  <支給対象> ①世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯(基準日(令和5年5月1日)に住民票のある方) ②予期せず令和5年1月から9月までの収入が減少し、①と同等と認められる世帯(申込時点で宮崎市に住民登録のある世帯)  <支給額> 1世帯当たり一律3万円  令和5年4月13日専決処分
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(R5ひとり親世帯分)  〔子育て支援課〕	398,543	国 398,543	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯に対し、生活の支援を図るため、特別給付金を支給します。  <支給対象者> ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方 令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者の方 ②公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。 ③食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方  <支給額> 児童1人当たり一律5万円  令和5年4月13日専決処分
子育て世帯生活支援特別給付金給付事業(R5その他低所得世帯分)  〔保育幼稚園課〕	471,508	国 471,508	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活の支援を図るため、特別給付金を支給します。  <支給対象者> ①令和4年度「子育て世帯生活支援特別給付金」の支給対象の方 ②①のほか、以下の対象児童の養育者であって、所得要件のいずれかに該当する方 【対象児童】 ・令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障がい児については20歳未満) (平成17年4月2日(平成15年4月2日)から令和6年2月末までに生まれる新生児) 【所得要件】 ・令和5年度分の住民税均等割が非課税の方 ・食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情があると認められる方  <支給額> 児童1人当たり一律5万円  令和5年4月13日専決処分